(3)　指定確認調査機関は、一定の要件に該当する場合には、(1)の確認を取り消さなければならないものとするなど、変更の確認等及び確認の取消しに関する手続について所要の規定を設けることとした。（第四条及び第五条関係）

(4)　指定確認調査機関は、(1)の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対し、(二)の(1)に規定する権利変更議案につき(二)の(7)に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権の回収その他経済産業省令で定める債権者としての権利の行使をしないこと（以下「一時停止」という。）を要請しなければならないものとするなど、一時停止の要請等について所要の規定を設けることとした。（第六条関係）

(5)　裁判所は、(1)の確認があった場合において、必要があると認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、対象債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は対象債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続で、確認事業者の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができるものとするなど、強制執行等の中止命令等について所要の規定を設けることとした。（第七条関係）

(6)　裁判所は、(1)の確認があった場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。）を有する者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止を命ずることができるものとするなど、担保権の実行手続の中止命令について所要の規定を設けることとした。（第八条関係）

(7)　権利変更決議の認可の決定があったときは、(5)の規定により中止した手続は、その効力を失うものとすることとした。（第九条関係）

(二)

(1)　対象債権者集会及び権利変更決議の認可

対象債権者集会は、対象債権者の権利（対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利を除く。以下同じ。）の変更に関する議案（以下「権利変更議案」という。）について決議をすることができるものとするなど、対象債権者集会の構成及び権限について所要の規定を設けることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

(2)　確認事業者は、権利変更議案において、権利変更概要書等に基づき、対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項を定めなければならないものとするなど、権利変更議案について所要の規定を設けることとした。（第一二条及び第一三条関係）

(3)　確認事業者は、(一)の(1)の確認後六月以内に、権利変更概要書等に基づき、確認事業者の早期での事業再生に関する計画（以下「早期事業再生計画」という。）を作成し、権利変更議案の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならないものとするなど、早期事業再生計画について所要の規定を設けることとした。（第一四条関係）

(4)　指定確認調査機関は、(3)の規定による提出を受けたときは、権利変更議案及び早期事業再生計画等が一定の要件に該当するものであることについて調査を行わなければならないものとするなど、指定確認調査機関の調査について所要の規定を設けることとした。（第一五条関係）

(5)　対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、その通知を発しなければならないものとするなど、対象債権者集会の招集等について所要の規定を設けることとした。（第一六条関係）

(6)　確認事業者は、(5)の通知（権利変更議案を決議するための対象債権者集会に係るものに限る。）に際しては、対象債権者に対し、権利変更議案の内容を記載した書面、早期事業再生計画、(4)の調査の結果を記載した書面その他議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「対象債権者集会書類」という。）及び対象債権者が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならないものとするなど、対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付等について所要の規定を設けることとした。（第一七条及び第一八条関係）

(7)　対象債権者集会において権利変更議案を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる対象債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する者の同意がなければならないものとするなど、対象債権者の議決権及び対象債権者集会の決議等について所要の規定を設けることとした。（第一九条～第二五条関係）

(8)　権利変更決議があったとき（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、確認事業者は、遅滞なく、裁判所に対し、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければならないものとするなど、権利変更決議の認可の申立て及び裁判所による権利変更決議の認可又は不認可の決定に関する手続について所要の規定を設けることとした。（第二六条及び第二七条関係）

(9)　権利変更決議の認可の決定があったときは、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとするなど、権利変更決議の効力について所要の規定を設けることとした。（第二八条関係）

(10)　権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときは、(9)の規定にかかわらず、権利変更決議はその効力を生じ、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとするなど、議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力について所要の規定を設けることとした。（第二九条関係）

(三)

(1)　雑則

2の規定による非訟事件（以下「対象債権者集会決議関連事件」という。）は、確認事業者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとするなど、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続について所要の規定を設けることとした。（第三〇条～第四三条関係）

(2)　仮登記担保契約に関する法律第四条第一項（同法第二〇条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記（同法第一四条（同法第二〇条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記を除く。）に係る権利は、2の規定の適用については、抵当権とみなすものとするなど、担保仮登記の取扱いについて所要の規定を設けることとした。（第四四条関係）

(3)　2に定めるもののほか、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続に関し必要な事項は最高裁判所規則で、その他2に定める手続に関し必要な事項は経済産業省令で、それぞれ定めるものとすることとした。（第四五条関係）

3　指定確認調査機関

(一)　総則

(1)　経済産業大臣は、一定の要件に該当すると認められる者を、その申請により、対象債権者集会関連業務（2に定める手続（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続を除く。以下「対象債権者集会手続」という。）に係る2の規定による業務及び4の規定による業務並びにこれらに付随する業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができるものとするなど、指定確認調査機関の指定に関する手続について所要の規定を設けることとした。（第四六条及び第四七条関係）

(2)　指定確認調査機関の確認調査員若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとするなど、指定確認調査機関の秘密保持義務等について所要の規定を設けることとした。（第四八条関係）